

濃厚接触者の待機期間の見直しについて

令和4年7月22日、厚労省により濃厚接触者の待機期間の見直しがありました。

なお、令和4年7月22日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し（7日間から5日間への短縮等）については、令和4年7月22日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である者にも適用としています。

（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡 令和4年7月22日一部改正）

【濃厚接触者の待機期間】

濃厚接触者				
世帯内で感染者が発生した場合 	検査を行わない	最終接触日	待機期間 5日間	6日目 解除
	検査を行う	最終接触日	待機期間3日間 (2日連続で検査)	陰性で 解除 ※

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から5日間

(6日目解除) ですが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した

場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除が可能です。

【基本的な感染防止策の徹底を！】

① 身体的距離の確保 (できるだけ2m) ② マスクの着用 ③ 手洗い

日常生活では、上記に加えて、「3密」の回避や、換気、まめな体温・健康チェックが効果的です。

- ・換気については、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効です。
- ・体温、健康チェックは、毎朝行うなど決まった時間に行うようにしてください。
- ・働き方については、テレワークや時差通勤を進め、オンラインで可能なことはオンラインで行って下さい。

(厚労省 HP 新型コロナウイルスに関する Q&A より)

(文責) 常務理事 大西昭彦

(作成) 保健師 大谷